

# 台湾のテロ資金供与防止法

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

## 【目次】

はじめに

- I テロ対策関連の法整備状況
- II テロ資金供与防止法の制定経緯
  - 1 背景
  - 2 審議経過
- III テロ資金供与防止法の概要
  - 1 法律の構成
  - 2 要点

おわりに

翻訳：テロ資金供与防止法

## はじめに

2016年7月12日、台湾立法院で、テロリストやテロ活動への資金供与の防止を目的とするテロ資金供与防止法<sup>(1)</sup>が可決、成立し、同月27日に公布、施行された。

近年、国際的なテロの脅威が拡大する中で、各国はテロ対策のための取組を強化している。その中で、テロの資金源を断つことはテロ対策の重要課題の1つとみなされ、金融活動作業部会（Financial Action Task Force: FATF）<sup>(2)</sup>の主導の下に、国際的な協調によるテロ資金供与防止対策が進められている。台湾はアジア太平洋資金洗浄対策グループ（Asia/Pacific Group on Money Laundering: APG）<sup>(3)</sup>に参加しているが、テロ資金供与防止対策についてFATFの定める国際基準を満たしていないと指摘され、法整備を含めた対策の強化が喫緊の課題となっていた。

本稿では、台湾におけるテロ対策関連の法整備状況、テロ資金供与防止法の制定経緯とその概要を略述し、同法の全文を訳出する。

## I テロ対策関連の法整備状況

台湾の現行法においては、テロ対策について包括的に定める単独の法律は存在しない。2001年9月11日のアメリカ同時多発テロ事件の後、法務省が反テロリズム法制定に向けた検討に着手したが、今日に至るまで法案検討の段階にとどまっている。また、国の安全

---

(1) 「資恐防制法」立法院法律系統 <<http://lis.ly.gov.tw/lglawc/lawsingle?0^C40360CC0C6090DC03600C97644CDC036A0C4C680EE01360>> 以下、インターネット情報は2016年11月9日現在である。

(2) 資金洗浄対策における国際協調を推進するために、1989年のアルシュ・サミット経済宣言に基づいて、経済協力開発機構（OECD）加盟国を中心に設置された政府間会合。2016年10月現在、35の国・地域と2つの地域機構が参加している。

(3) アジア太平洋の国・地域において、FATFと連動して資金洗浄対策を促進するために、1997年に設置された国際協力の枠組み。2016年10月現在、41の国・地域が参加している。

の確保と社会の安定の維持を目的として制定された国家安全法<sup>(4)</sup>にも、「テロ」という語が明記された規定は含まれていない。

テロ活動の防止、テロリストやテロ組織の取締り等に関する規定は、関係分野ごとにそれぞれ個別の法規において定められている。その主なものは、次のとおりである。

#### (1) 出入国関連

出入国及び移民法<sup>(5)</sup>には、暴力・テロ組織又はその活動に参加する者の入国禁止、テロ活動に従事するおそれのある外国人の入国・滞在の禁止及び強制退去に関する規定がある。外国旅券査証条例<sup>(6)</sup>は、テロ活動に従事するおそれのある者に対し査証の発給を拒否できることを定めている。また、中国、香港、マカオに関して、台湾地区及び大陸地区人民関係条例<sup>(7)</sup>、香港マカオ関係条例<sup>(8)</sup>において、テロ活動に従事するおそれのある者の入国規制等を定めている。

#### (2) 情報収集及び監視

国家情報工作法<sup>(9)</sup>には、国内外のテロリストの活動に関する情報の収集・分析等を情報機関に義務付ける規定がある。また、通信保障監察法<sup>(10)</sup>は、国際テロ組織とその構成員による通信、国際テロ活動の教唆・協力者による通信を、国の安全への危害を回避するために監視することができることを定めている。

#### (3) テロ資金供与防止関連

国際金融業務条例<sup>(11)</sup>、外国為替管理条例<sup>(12)</sup>は、テロ組織と関係のある個人、法人、団体等の資金凍結についてそれぞれ規定している。また、テロ資金供与に関しては、資金洗浄防止法<sup>(13)</sup>の関係規定が適用される。

#### (4) 刑罰

テロ犯罪については、刑法<sup>(14)</sup>の公共危険罪、殺人罪、傷害罪、自由妨害罪、恐喝及び身代金目的略取罪等のほか、銃砲刀剣弾薬取締条例<sup>(15)</sup>、ハイジャックについては民間航空法<sup>(16)</sup>等の罰則が個別に適用される。

(4) 「国家安全法」(1987.6.23 制定、2013.8.6 最終改正) 立法院法律系統 <<http://lis.ly.gov.tw/lglawc/lawsingle?0^C403608C0C6090DC03600C976C0CE003640C4C620DD01360>>

(5) 「入出國及移民法」(1999.5.14 制定、2015.1.23 最終改正) 同上 <<http://lis.ly.gov.tw/lglawc/lawsingle?0^C403604C0C6090DC03600C97668CC403680C4C660CC81360>>

(6) 「外國護照簽證條例」(1999.5.11 制定、2002.12.31 改正) 同上 <<http://lis.ly.gov.tw/lglawc/lawsingle?0^C403600D0C6090DC03600C9762CCC813624E0C624CCC1360>>

(7) 「臺灣地區與大陸地區人民關係條例」(1992.7.16 制定、2015.6.2 最終改正) 同上 <<http://lis.ly.gov.tw/lglawc/lawsingle?0^C403604D0C6090DC03600C97640CD803680C4C6A8CE01360>>

(8) 「香港澳門關係條例」(1997.3.18 制定、2015.6.2 最終改正) 同上 <<http://lis.ly.gov.tw/lglawc/lawsingle?0^C403608D0C6090DC03600C97640CD803680C4C72CCE01360>>

(9) 「國家情報工作法」(2005.1.14 制定、2015.6.9 最終改正) 同上 <<http://lis.ly.gov.tw/lglawc/lawsingle?0^C40360CD0C6090DC03600C97720CD803680C4C628DD01360>>

(10) 「通訊保障及監察法」(1999.6.22 制定、2016.3.25 最終改正) 同上 <<http://lis.ly.gov.tw/lglawc/lawsingle?0^C403600E0C6090DC03600C976A8CCC036A0C4C6E8CE01360>>

(11) 「國際金融業務條例」(1983.11.29 制定、2015.1.22 最終改正) 同上 <<http://lis.ly.gov.tw/lglawc/lawsingle?0^C403604E0C6090DC03600C97648CC403680C4C620DD41360>>

(12) 「管理外匯條例」(1948.12.31 制定、2009.4.14 最終改正) 同上 <<http://lis.ly.gov.tw/lglawc/lawsingle?0^C403600C4C6090DC03600C97684CD003704E0C6E0DD41360>>

(13) 「洗錢防制法」(1996.10.3 制定、2016.3.25 最終改正) 同上 <<http://lis.ly.gov.tw/lglawc/lawsingle?0^C403604C4C6090DC03600C976A8CCC036A0C4C6ACCE01360>>

(14) 「中華民國刑法」(1934.10.31 制定、2016.5.27 最終改正) 同上 <<http://lis.ly.gov.tw/lglawc/lawsingle?0^C403608C4C6090DC03600C976E8CD4036A0C4C6CCCC44360>>

(15) 「槍砲彈藥刀械管制條例」(1983.6.7 制定、2011.11.8 最終改正) 同上 <<http://lis.ly.gov.tw/lglawc/lawsingle?0^C40360CC4C6090DC03600C97700CC413600C4C6ACDC41360>>

(16) 「民用航空法」(1953.5.19 制定、2015.1.23 最終改正) 同上 <<http://lis.ly.gov.tw/lglawc/lawsingle?0^C403600D4C6090DC03600C97668CC403680C4C62CCC02360>>

## II テロ資金供与防止法の制定経緯

### 1 背景

FATFは、資金洗浄及びテロ資金供与の防止対策を進める上での国際基準と位置付けられる「FATF勧告」<sup>(17)</sup>を策定し、各国は、この勧告に準拠して国際協調の下に実効性のあたる対策を推進していくことが求められている。現行の「FATF勧告」は、1990年に策定された資金洗浄対策に関する「40の勧告」と2001年に策定されたテロ資金供与に関する「9つの特別勧告」を2012年2月に統合し、新たに「40の勧告」として策定したものである。

2007年、上述のFATFの「40の勧告」及び「9つの特別勧告」の台湾における実施状況について、APGによる相互審査報告<sup>(18)</sup>が公表された。同報告は、台湾の現行法制について、テロ組織又はその構成員の行為への資金供与に対する刑罰の規定及び対象を特定した資産凍結等の金融制裁に関する規範が存在せず、「FATF勧告」に定める国際基準を満たしていないと指摘し、速やかに必要な立法措置を講じるよう求めている。APGは、その後の進捗状況調査報告においても、台湾に対して同様の指摘を行っている。

それを受けて、台湾では資金洗浄防止法の改正を始めとして、関連法整備が順次進められてきた。テロ資金供与防止法の制定もそれに関連する重要立法の1つである。加えて、「FATF勧告」の台湾における実施状況に関するAPGの相互審査が、2017年<sup>(19)</sup>に再び実施される予定であることから、その早期制定は、台湾にとって喫緊の課題となっていた。

テロ資金供与防止法案の策定においては、「FATF勧告」のほか、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約（テロ資金供与防止条約）<sup>(20)</sup>、テロ行為のための資金供与等の犯罪化、テロリスト等に対する資産凍結、武器拡散防止等に関する一連の国連安全保障理事会決議が参照されている<sup>(21)</sup>。

### 2 審議経過

2016年1月14日、行政院<sup>(22)</sup>は全13か条から成るテロ資金供与防止法案を閣議決定した。法案は同年2月1日に立法院に送られ、2月19日に第1読会、6月6日と6月20日に司法法制委員会における委員会審査、7月12日に第2読会と第3読会が行われ、同日可決、成立した<sup>(23)</sup>。

立法院における審議で主な論点となったのは、政府機関の役割と責任の一層の明確化、

---

(17) FATF, “The FATF Recommendations: International Standards on Combating Money Laundering and the Financing of Terrorism & Proliferation,” February 2012 (updated June 2016). <[http://www.fatf-gafi.org/media/fatf/documents/recommendations/pdfs/FATF\\_Recommendations.pdf](http://www.fatf-gafi.org/media/fatf/documents/recommendations/pdfs/FATF_Recommendations.pdf)>

(18) Asia/Pacific Group on Money Laundering, “APG Mutual Evaluation Report on Chinese Taipei: Against the FATF 40 Recommendations (2003) and 9 Special Recommendations,” adopted by APG Members, 2007.7.24. <<http://www.apgml.org/mutual-evaluations/documents/default.aspx?pcPage=6>> APGの参加国・地域間で相互に順次実施している審査の報告書。

(19) 後に、2018年に順延された。

(20) “International Convention for the Suppression of the Financing of Terrorism,” adopted by the General Assembly of the United Nations in resolution 54/109 of 9 December 1999. <<http://www.un.org/law/cod/finterr.htm>> 1999年12月9日採択、2002年4月10日発効。

(21) 「立法院議案關係文書」(院總第310號 政府提案第15596號)2016.2.17. <<http://lis.ly.gov.tw/lgcgi/lgmeetimage?cf6cfcecfcec8cac5c8c7ccd2c8c6cf>>

(22) 台湾の最高行政機関。内閣に相当する。

(23) 台湾立法院での審議は、このように第1読会、委員会審査、第2読会、第3読会という形で進められる。

テロ防止と権利制限との関係等である。審議の結果、行政院提出の法案のうち3か条について規定内容が修正されたほか、新たに2か条が追加され、法案は最終的に全15か条となった。また、法案可決後、人権への配慮の必要性に関連した附帯決議<sup>(24)</sup>が採択された。

テロ資金供与防止法は、總統令華総一義字第10500080971号として2016年7月27日に公布され、同日施行された。

### Ⅲ テロ資金供与防止法の概要

#### 1 法律の構成

全15か条から成るテロ資金供与防止法の構成は、下表のとおりである。

表 テロ資金供与防止法の構成

条	内 容
1	立法目的
2	主管機関
3	政府機関の職責 / テロ資金供与防止審議会
4	制裁対象の指定及び公告
5	国連安全保障理事会決議に基づく制裁対象の指定及び公告
6	制裁取消し / 人道条項等
7	資産凍結 / 金融関係機関の通報義務
8	テロ活動への資金供与の罪に対する罰則
9	テロリスト及びテロ組織への資金供与の罪に対する罰則
10	資金洗浄罪
11	両罰規定 / 刑の減免 / 外国での犯罪
12	金融関係機関に対する罰則
13	行政救済
14	国際協力
15	施行期日

(出典) 筆者作成。

#### 2 要点

テロ資金供与防止法の要点は、次のとおりである。

##### (1) 立法目的

テロ活動、テロ組織及びテロリストへの資金供与行為（以下「テロ資金供与」という。）の防止、国の安全の維持、基本的人権の保障、国際協力の強化を目的とする（第1条）。

##### (2) 政府機関の役割と責任

テロ資金供与防止法は、法務省が所管する（第2条）。

テロ資金供与防止に係る国の施策全般は、行政院が統括する（第3条第1項）。テロ資金供与に係る制裁対象の指定等の審議を行うため、法務省の下に関係省庁から成るテロ資

(24) 附帯決議の全文は次のとおりである。「テロ資金供与の防止の目的と人権保障を両立させるため、テロ資金供与防止法成立後、法務省及び同調査局は、同法第4条又は第5条各項（号）に基づく報告又は制裁対象の指定並びに同法第8条又は第9条に基づく起訴の件数及び種別の統計を定期的に取り、法務省統計年報に掲載し、併せて立法院司法法制委員会に報告しなければならない。」（「院會紀錄 附帯決議」『立法院公報』105卷57期（上冊），2016.7.18, p.373. <<http://lis.ly.gov.tw/lcgci/lypdf.txt?10505701;0373;0373>>）

金供与防止審議会（以下「審議会」という。）を置く（同条第2項）。

### (3) 対象を特定した金融制裁の実施

法務省は、審議会の決議を経て、「不特定の者を死亡させ、又は重傷を負わせることにより、公衆を恐喝し、又は政府、外国政府・機関若しくは国際機関を脅迫する目的を達成しようとする行為又は計画」に該当する罪を犯した個人、法人又は団体を制裁対象に指定することができる（第4条）。また、テロ資金供与、大量破壊兵器拡散の防止等に関する国連安全保障理事会決議により指定された個人、法人又は団体については、直ちに制裁対象に指定しなければならない（第5条）。いずれの場合も、それを公告する。

上記の制裁対象については、資産の凍結を義務付ける（第7条）。

### (4) テロ資金供与の罪に対する罰則

テロ活動への資金供与を行った者（未遂も含む）は、1年以上7年以下の懲役又は同懲役と1千万台湾ドル<sup>(25)</sup>以下の罰金の併科とし（第8条）、テロリスト又はテロ組織への資金供与を行った者（未遂も含む）は、6月以上5年以下の懲役又は同懲役と500万台湾ドル以下の罰金の併科とする（第9条）。

テロ資金供与の罪は、資金洗浄の前提犯罪<sup>(26)</sup>として資金洗浄防止法に定める重大犯罪に指定される（第10条）。また、法人による業務上の罪の場合は、行為者だけでなく当該法人も処罰の対象となる（第11条）。

### (5) 金融関係機関に対する罰則

制裁対象に対する資産凍結を行わず、制裁対象の資産状況を法務省調査局<sup>(27)</sup>に通報しなかった金融関係機関は、20万台湾ドル以上100万台湾ドル以下の過料に処する（第12条）。

### (6) 行政救済

制裁の指定又は取消しその他法務省の公告に不服があるときは、法に従い行政救済を求めることができる（第13条）。この条は、立法院における審議の過程で新たに加えられた。

### (7) 国際協力

政府は、互恵の原則に基づき、外国政府・機関又は国際機関とテロ資金供与防止のための条約又は協定を締結することができる（第14条）。この条も、立法院における審議の過程で新たに加えられた。

## おわりに

2016年8月25日、行政院で資金洗浄防止法改正案が閣議決定された。この改正案は、資金洗浄関連の犯罪がますます国際化する中で、国際連携の下でその取締りを一層強化することを目的とするものである<sup>(28)</sup>。

また、2016年10月3日から2日間、法務省は外交省、金融監督管理委員会、銀行業協会との共催により、APG事務局長を始め、香港、バングラデシュ、スリランカ等の官民間

(25) 1台湾ドルは約3.2円（平成28年10月分報告省令レート）。

(26) 資金洗浄として処罰の対象となる不法な収益を生み出す犯罪行為をいう。

(27) 台湾の治安情報機関。法務省組織法第5条に基づき法務省の下に設置され、治安維持のほか汚職、薬物犯罪、資金洗浄等の取締りを担当する。

(28) 法務部「行政院審通過洗錢防制法修正草案 鞏固我國洗錢防制防線」（部會新聞2016.8.25）中華民國行政院  
<[http://www.ey.gov.tw/UnitRSS\\_Content.aspx?n=8092BD84714005C0&s=CA2B2EA07006B308#](http://www.ey.gov.tw/UnitRSS_Content.aspx?n=8092BD84714005C0&s=CA2B2EA07006B308#)>

係者を招き、「資金洗浄防止及びテロ資金供与撲滅国際シンポジウム」を開催した<sup>(29)</sup>。台湾は、テロ資金供与防止法の制定を契機として、国内対策のみならず、国際連携強化の取組についても一段と積極的な姿勢を示している。

(おかむら しがこ)

---

(29) 法務部「舉行「防制洗錢及打擊資恐國際研討會」接軌國際經驗」(部會新聞 2016.10.3) 同上 <[http://www.ey.gov.tw/UnitRSS\\_Content.aspx?n=8092BD84714005C0&s=CEAD6BE0715F8804](http://www.ey.gov.tw/UnitRSS_Content.aspx?n=8092BD84714005C0&s=CEAD6BE0715F8804)>

# テロ資金供与防止法

## 資恐防制法

(総統令華総一義字第 10500080971 号 2016 年 7 月 27 日公布、同日施行)

国立国会図書館 調査及び立法考査局

主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子訳

### 第 1 条

テロ活動、テロ組織及びテロリストへの資金供与行為（以下「テロ資金供与」という。）を防止し、及び阻止し、国の安全を守り、基本的人権を保障し、テロ資金供与防止の国際協力を強化するため、この法律を制定する。

### 第 2 条

この法律の主管機関は、法務省とする。

### 第 3 条

行政院は、我が国におけるテロ資金供与防止に係る政策検討、法案審査、計画策定及び業務監督を行う。

主管機関は、個人、法人又は団体の制裁対象リストへの追加又は削除に関連する措置を審議するため、テロ資金供与防止審議会（以下「審議会」という。）を設置しなければならない。当該審議会は、法務大臣が招集し、法務大臣は、当然にその委員となる。その他の委員は、次の各号に掲げる機関の次官が兼任する。

- (1) 国家安全局
- (2) 内政省
- (3) 外交省
- (4) 国防省
- (5) 経済省
- (6) 中央銀行
- (7) 金融監督管理委員会
- (8) その他行政院が指定する機関

審議会の構成、運営及び関連事項に係る規則は、主管機関が定める。

### 第 4 条

主管機関は、法務省調査局<sup>(1)</sup>からの報告又は職権により、個人、法人又は団体が次の各号に掲げる状況のいずれかであると認められるときは、審議会の決議を経て、制裁対象に指定することができ、併せてそれを公告するものとする。

- (1) 第 8 条第 1 項各号に掲げる犯罪であって、不特定の者を死亡させ、又は重傷を負わせることにより、公衆を恐喝し、又は政府、外国政府・機関若しくは国際機関を脅迫する目的を達成しようとする行為又は計画の疑いがあるとき。
- (2) テロ資金供与の国際条約若しくは国際協定の求めにより、又は国際協力若しくは国際連合の関係決議の実施のために必要であるとき。

前項で指定する制裁対象は、当該個人、法人又は団体が中華民国領域内に所在するも

---

(1) 台湾の治安情報機関。法務省組織法第 5 条に基づき法務省の下に設置され、治安維持のほか汚職、薬物犯罪、資金洗浄等の取締りを担当する。

のに限らない。

## 第5条

主管機関は、法務省調査局からの報告又は職権により、次の各号に掲げる個人、法人又は団体を直ちに制裁対象に指定しなければならず、併せてそれを公告するものとする。

- (1) テロ資金供与関連の国際連合安全保障理事会の決議案<sup>(2)</sup>及びその後継決議により指定したものの。
- (2) 国際連合安全保障理事会が大量破壊兵器の拡散の防止及び阻止に関する決議案により指定したものの。

前項にいう制裁対象に指定された個人、法人又は団体の当該制裁対象リストからの削除は、国際連合安全保障理事会による削除手続を経ることなく行ってはならない。

## 第6条

主管機関は、職権又は申請により、審議会の決議を経て、次の各号に掲げる措置を行うことができ、併せてそれを公告するものとする。

- (1) 第4条第1項にいう制裁対象に指定された個人、法人又は団体を制裁対象リストから削除すること。
- (2) 制裁対象に指定された個人又はその被扶養親族の家庭生活に必要な財物又は財産上の利益を留保すること。
- (3) 制裁対象に指定された個人、法人又は団体が財物又は財産上の利益を管理するために必要な費用を留保すること。
- (4) 制裁対象に指定された個人、法人又は団体以外の第三者に対し、制裁対象者が制裁対象となる前に善意の第三者に対して負担した債務を支払うことを許可すること。

前項の状況においては、第1号を除き、必要な範囲内で、制裁対象に指定された個人、法人又は団体の財物又は財産上の利益の使用方法を制限することができる。

前項の制限に違反し、又は制限期間において第4条第1項各号のいずれかに該当する疑いがあるものについては、主管機関は、審議会の決議を経て、第1項の措置を取り消すことができ、併せてそれを公告するものとする。

第1項の措置及び第2項の制限手続に関する事項に係る規則は、主管機関が定める。

## 第7条

第4条第1項又は第5条第1項に基づき制裁対象に指定された個人、法人又は団体に対しては、前条第1項に掲げる措置を除き、次の各号に掲げる行為があってはならない。

- (1) 当該個人、法人又は団体の金融口座、通貨又はその他の支払手段に対し、引出し、預入れ、預替え、支払い、納付又は譲渡を行うこと。
- (2) 当該個人、法人又は団体の所有する財物又は財産上の利益に対し、その数量、品質、価値及び所在地の移転、変更、処分、利用又はその他の変動を行うこと。
- (3) 当該個人、法人又は団体のために財物又は財産上の利益を収集し、又は提供すること。

資金洗浄防止法第5条第1項及び第2項<sup>(3)</sup>に定める機関は、業務上次の各号に掲げる事実について知り得たときは、直ちに法務省調査局に通報しなければならない。

(2) 中国語原文は「決議案」。

(3) 「洗錢防制法」(1996.10.3 制定、2016.3.25 最終改正) 立法院法律系統 <<http://lis.ly.gov.tw/lglawc/lawsingle?0^C403604D4C6090DC03600C976A8CCC036A0C4C6ACCE01360>> 資金洗浄防止法第5条第1項及び第2項は、同法が適用される金融関係機関等(銀行、証券会社、クレジットカード会社、保険会社等)を具体的に列挙している。以下、インターネット情報は2016年11月9日現在である。



- (1) 自らが所持し又は管理する、制裁対象に指定された個人、法人又は団体の財物又は財産上の利益
- (2) 制裁対象に指定された個人、法人又は団体の財物又は財産上の利益の所在地  
前項の規定に従い通報を行うものは、その業務上の守秘義務が免除される。  
第2項に定める通報の方法、手続及びその他遵守事項に係る規則は、当該機関の中央目的事業主管機関<sup>(4)</sup>が主管機関及び中央銀行と協議して定める。

## 第8条

次の各号に掲げる犯罪のいずれかを実行し、人を死亡させ、又は重傷を負わせることにより、公衆を恐喝し、又は政府、外国政府・機関若しくは国際機関を脅迫する目的を達成するための具体的な計画を有し、又はそのような活動を行う者であることを知りながら、直接又は間接にその者のために財物又は財産上の利益を収集又は提供した者は、1年以上7年以下の有期懲役に処し、併せて1千万台湾ドル<sup>(5)</sup>以下の罰金を科すことができる。

- (1) 刑法第173条第1項及び第3項、第176条で準用される第173条第1項及び第3項、第178条第1項及び第3項、第183条第1項及び第4項、第184条第1項、第2項及び第5項、第185条、第185条の1第1項から第5項、第185条の2、第186条の1第1項、第2項及び第4項、第187条の1、第187条の2第1項、第2項及び第4項、第187条の3、第188条、第190条第1項、第2項及び第4項、第190条の1第1項から第3項、第191条の1、第192条第2項、第271条第1項及び第2項、第278条、第302条、第347条第1項から第3項、第348条、第348条の1、公務機関のコンピューター又はその関連設備について第358条から第360条までに定める罪<sup>(6)</sup>
- (2) 銃砲刀剣弾薬取締条例第7条に定める罪<sup>(7)</sup>
- (3) 民間航空法第100条に定める罪<sup>(8)</sup>

前項の罪の未遂は、罰する。

## 第9条

次の各号に掲げる個人、法人又は団体であることを知りながら、直接又は間接に財物又は財産上の利益を収集又は提供した者は、6月以上5年以下の有期懲役に処し、併せて5百万台湾ドル以下の罰金を科すことができる。

- (1) 第4条第1項又は第5条第1項に基づき制裁対象に指定された個人、法人又は団体
- (2) 前条第1項各号に定める犯罪を実行することにより、公衆を恐喝し、又は政府、外国政府・機関若しくは国際機関を脅迫することを設立目的とする団体
- (3) 前条第1項各号に定める犯罪を実行することにより、公衆を恐喝し、又は政府、外国政府・機関若しくは国際機関を脅迫する目的又は計画を達成しようとする個人、法人又は団体

---

(4) 中央政府における目的事業（ここでは金融業、証券業、保険業等）の主管機関を指す。

(5) 1台湾ドルは約3.2円（平成28年10月分報告省令レート）。

(6) 「中華民國刑法」（1934.10.31制定、2016.5.27最終改正）立法院法律系統 <<http://lis.ly.gov.tw/lglawc/lawsingle?0^C403608D4C6090DC03600C976E8CD4036A0C4C6CCCD44360>> 刑法第173条から第192条までは公共危険罪、第271条は殺人罪、第278条は傷害罪、第302条は自由妨害罪、第347条から第348条の1までは恐喝及び身代金目的略取罪、第358条から第360条まではコンピューター使用妨害罪について定める。なお、第176条には準用規定がある。

(7) 「槍砲彈藥刀械管制條例」（1983.6.7制定、2011.11.8最終改正）同上 <<http://lis.ly.gov.tw/lglawc/lawsingle?0^C40360CD4C6090DC03600C97700CC413600C4C6ACDC41360>>

(8) 「民用航空法」（1953.5.19制定、2015.1.23最終改正）同上 <<http://lis.ly.gov.tw/lglawc/lawsingle?0^C403600E4C6090DC03600C97668CC403680C4C62CCC02360>> 民間航空法第100条はハイジャック等の罪について定める。

前項各号に掲げる個人、法人又は団体の訓練に要する費用であることを知りながら、直接又は間接に財物又は財産上の利益を提供した者についても同様とする。

前2項に掲げる犯罪の成立においては、当該の財物又は財産上の利益が特定のテロ活動のために提供されるものであることの証明を要しない。

第1項及び第2項の罪の未遂は、罰する。

#### 第10条

前2条の罪は、資金洗浄防止法にいう重大犯罪となる<sup>(9)</sup>。

#### 第11条

法人の代表者、代理人、被用者又はその他の従業者であつて、業務上第8条又は第9条に定める罪を犯したものは、行為者を処罰するほか、当該法人に対しても当該各条に定める罰金を科す。

第8条又は第9条の罪を犯した者は、罪を犯してから6月以内に自首したときは、その刑が免除され、6月が経過した後に自首したときは、その刑が減輕又は免除され、捜査中又は裁判中に自白したときは、その刑が減輕される。

第8条又は第9条の罪は、中華人民が中華人民領域外において犯したものについても適用する。

#### 第12条

資金洗浄防止法第5条第1項及び第2項に定める機関が第7条第1項又は第2項の規定に違反したときは、中央目的事業主管機関が20万台湾ドル以上100万台湾ドル以下の過料に処する。

#### 第13条

主管機関が行った公告に不服であるときは、法に従い行政救済を求めることができる。

#### 第14条

国際的なテロ資金供与活動を防止するため、政府は、互惠の原則に基づき、外国政府・機関又は国際機関とテロ資金供与防止のための条約又は協定を締結することができる。

#### 第15条

この法律は、公布の日から施行する。

#### 出典

・「資恐防制法」立法院法律系統 <<http://lis.ly.gov.tw/lglawc/lawsingle?0^C403604E4C6090DC03600C97644CDC036A0C4C680EE01360>>

(おかむら しがこ)

---

(9) この条は、資金洗浄及びテロ資金供与の防止対策を進める上での国際基準として、金融活動作業部会 (Financial Action Task Force: FATF) により策定された「FATF 勧告」に基づき、第8条及び第9条の罪が資金洗浄の前提犯罪 (資金洗浄として処罰の対象となる不法な収益を生み出す犯罪行為) に指定されることを定める。